

証券コード 2754
平成30年6月8日

株 主 各 位

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目21番地の1
株式会社東葛ホールディングス
代表取締役社長 石 塚 俊 之

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tkhd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）におけるわが国の経済環境は、個人消費の改善の動きは依然として緩やかであるものの、企業収益は回復基調にあり、雇用環境等も引き続き改善の動きをみせている等、全体では緩やかに回復しつつある状況で推移しました。

このような環境のなか、当社グループにおいて中核事業である自動車販売関連事業が属する自動車販売業界では、前期に発生した燃費不正問題の影響を受けた届出車（軽自動車）の販売が回復したこと、登録車（普通自動車）の販売も好調に推移したこと等により当連結会計年度の国内新車販売台数は5,197,109台（登録車（普通自動車）・届出車（軽自動車）の合計。前期比2.3%増）となりました。

当社グループにおける当連結会計年度のセグメント毎の状況につきましては以下のとおりであります。

新車販売につきましては、昨年9月以降、モデルチェンジ及びハイブリッド車の追加設定を受けた車種等が販売を伸ばしたことから販売台数は2,284台（前期比9.0%増）となりました。また、登録受取手数料等の手数料収入、整備業務を行うサービス売上は減少しましたが、車両売上が増加したことから売上高は64億14百万円（前期比10.7%増）となりました。

中古車販売につきましては、新車販売からの下取車の他、オークション等による外部仕入により販売車両の確保に注力しましたが、販売台数は1,936台（前期比3.3%減。内訳：小売台数847台（前期比4.6%増）、卸売台数1,089台（前期比8.7%減））となりました。1台当たりの販売価格も前期を下回り、登録受取手数料等の手数料収入及びサービス売上も減少したことから、売上高は12億53百万円（前期比4.9%減）となりました。

その他につきましては、生命保険・損害保険代理店業関連事業では、前期中途に開設した新店舗が今期の売上に寄与しましたが、4月からの標準利率大幅引き下げの影響による有力商品の売り止めや手数料率の引き下げ等もあり売上高は1億円（前期比5.9%減）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は77億67百万円（前期比7.6%増）となりました。

損益につきましては、営業利益は4億53百万円（前期比10.1%増）、経常利益は4億64百万円（前期比10.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億4百万円（前期比10.2%増）となりました。これは、当社グループ全体の売上高に占める割合が大きい新車販売の売上高が前期比で増加したことによるものです。

**② 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1億37百万円です。

その主なものは、新車販売事業において新車整備工場新設による建物43百万円、構築物59百万円、自動車整備機器の入替等20百万円、中古車販売事業において店舗看板改修等7百万円です。

**③ 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                     | 第 49 期<br>(平成27年3月期) | 第 50 期<br>(平成28年3月期) | 第 51 期<br>(平成29年3月期) | 第 52 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                   | 7,312,147            | 6,971,772            | 7,219,968            | 7,767,966                         |
| 経 常 利 益                 | 462,293              | 376,703              | 421,032              | 464,321                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 282,508              | 236,787              | 276,448              | 304,568                           |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 58.50                | 49.02                | 57.13                | 62.94                             |
| 総 資 産 額                 | 6,921,357            | 6,521,453            | 6,315,767            | 6,475,714                         |
| 純 資 産 額                 | 3,320,415            | 3,513,547            | 3,746,631            | 4,007,707                         |
| 1株当たり純資産額(円)            | 684.70               | 722.57               | 769.71               | 822.66                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|------------------|-------|----------|-------------------|
| 株式会社ホンダカーズ東葛     | 50百万円 | 100.0%   | 自動車販売関連事業         |
| 株式会社ティーエスシー      | 50百万円 | 100.0%   | 自動車販売関連事業         |
| 株式会社東葛プランニング     | 50百万円 | 100.0%   | 生命保険・損害保険代理店業関連事業 |
| 株式会社東葛ボディーファクトリー | 50百万円 | 100.0%   | 鋳金塗装事業            |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| 特 定 完 全 子 会 社 の 名 称                 | 株式会社ホンダカーズ東葛           |
| 特 定 完 全 子 会 社 の 住 所                 | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目21番地の1 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 2,017,376千円            |
| 当 社 の 総 資 産 額                       | 2,835,760千円            |

#### (4) 対処すべき課題

自動車業界全体においては、少子高齢化や車両保有期間の長期化、また若者の車離れ等、新車の販売台数及び収益の減少傾向が続いております。

このような状況のなか、主力である自動車販売関連事業においては、新規顧客の来場促進策の強化はもちろん、新車購入時や整備来場時等の機会をとらえ、一定期間の定期点検や、車検等の整備を割安でパックにした商品（まかせチャオ）の拡販や、車両の維持管理はもちろん、事故などトラブルにも対応する会員制サービス（ホンダ・トータル・ケア）の拡充等により既存顧客の守りの強化を推進して参ります。

また、中古車、サービス、保険といった基盤収益の安定拡大を図り新車販売台数の減少等に直接影響を受けにくい体質強化を進めて参ります。

生命保険・損害保険代理店業関連事業においては、手数料体系の見直し等により厳しい状況が続いておりますが、開設して年数の浅いちば古市場店、八街店の早期安定化を図ることにより、連結業績に寄与すべく全力を傾注してまいります。

また、グループ全体としての規模拡大のため、新規事業やM&A等にも積極的に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

| 事業区分              | 事業内容                                                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 新車販売（自動車販売関連事業）   | 本田技研工業株式会社の四輪新車を販売しております。そのほか自動車の整備等を行っております。                         |
| 中古車販売（自動車販売関連事業）  | 本田技研工業株式会社の中古車を販売している店舗、全メーカーの中古車を販売している店舗がございます。そのほか自動車の整備等を行っております。 |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | フランチャイジーとして保険ショップ「ライフサロン」を出店し、生命保険・損害保険商品を販売しております。                   |
| 钣金塗装事業            | 新車販売、中古車販売からの依頼による钣金塗装のほか、顧客等から直接の依頼による钣金塗装も行っております。                  |

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

当社は本社のみ持株会社であり、営業店舗及び工場はございません。  
本 社 千葉県松戸市小金きよしヶ丘

② 主要子会社

株式会社ホンダカーズ東葛

|             |               |
|-------------|---------------|
| 北 小 金 店     | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘 |
| 柏 1 6 号 店   | 千葉県 柏 市 柏     |
| 五 香 店       | 千葉県松戸市五香西     |
| 千葉ニュータウン西店  | 千葉県白井市七次台     |
| 鎌ヶ谷 店       | 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷    |
| 南 柏 店       | 千葉県 柏 市 新 富 町 |
| 流 山 店       | 千葉県 流 山 市 加   |
| 松 戸 東 店     | 千葉県松戸市大橋      |
| 我 孫 子 6 号 店 | 千葉県我孫子市根戸     |
| D E P O X 柏 | 千葉県 柏 市 藤 ヶ 谷 |

株式会社ティーエスシー

|              |            |
|--------------|------------|
| ホンダオートテラス松戸  | 千葉県松戸市二ツ木  |
| ホンダオートテラス我孫子 | 千葉県我孫子市根戸  |
| 千葉流山インター店    | 千葉県流山市三輪野山 |

株式会社東葛プランニング

|            |              |
|------------|--------------|
| 新 松 戸 店    | 千葉県松戸市新松戸    |
| カインズホーム佐倉店 | 千葉県佐倉市寺崎北    |
| ベイシア八街店    | 千葉県八街市八街     |
| ベイシアちば古市場店 | 千葉県千葉市緑区古市場町 |

株式会社東葛ボディーファクトリー

|           |          |
|-----------|----------|
| 鋳 金 塗 装 部 | 千葉県松戸市松戸 |
|-----------|----------|

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分              | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減  |
|-------------------|------------|--------------|
| 新車販売(自動車販売関連事業)   | 99 (7) 名   | 1 名 増 (増減なし) |
| 中古車販売(自動車販売関連事業)  | 21 (2) 名   | 4 名 増 (増減なし) |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | 8 (8) 名    | 1 名 増 (増減なし) |
| 钣金塗装事業            | 13 (-) 名   | 1 名 増 (増減なし) |
| 全社 ( 共 通 )        | 11 (-) 名   | 1 名 増 (増減なし) |
| 合 計               | 152 (18) 名 | 8 名 増 (増減なし) |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|--------------|-------|--------|
| 11 (-) 名 | 1 名 増 (増減なし) | 42.2歳 | 15.4年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社千葉銀行      | 664,794千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 598,358千円 |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に社名を変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,920,000株
- ② 発行済株式の総数 4,840,000株
- ③ 株主数 669名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名                                                                                                    | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 齋藤 國春                                                                                                  | 1,533,000株 | 31.68% |
| BBH FOR FIDELITY<br>PURITAN TR: FIDELITY<br>S R I N T R I N S I C<br>O P P O R T U N I T I E S F U N D | 250,000株   | 5.16%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                                                                     | 225,000株   | 4.65%  |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                                                                       | 225,000株   | 4.65%  |
| あいおいニッセイ同和<br>インシュアランスサービス株式会社                                                                         | 225,000株   | 4.65%  |
| 東葛ホールディングス従業員持株会                                                                                       | 174,600株   | 3.60%  |
| 稲田 麻衣子                                                                                                 | 117,000株   | 2.41%  |
| 石塚 俊之                                                                                                  | 111,000株   | 2.29%  |
| 松下 吉孝                                                                                                  | 111,000株   | 2.29%  |
| 林 未香                                                                                                   | 106,300株   | 2.19%  |

(注) 持株比率は自己株式(1,701株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                    | 第1回新株予約権                                                                                       | 第2回新株予約権                                                                                       |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日              | 平成23年6月27日                                                                                     | 平成24年6月27日                                                                                     |
| 新株予約権の数            | 27個                                                                                            | 29個                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 27,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                             | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                             |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権1個当たり<br>101,000円<br>(1株当たり101円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり<br>110,000円<br>(1株当たり110円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |

|                                            |     | 第1回新株予約権                                   | 第2回新株予約権                                   |
|--------------------------------------------|-----|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり<br>1,000円<br>(1株当たり 1円)         | 新株予約権1個当たり<br>1,000円<br>(1株当たり 1円)         |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                             | (注) 1<br>(注) 2                             |
| 権利行使期間                                     |     | 平成23年7月28日から<br>平成53年7月27日まで               | 平成24年7月28日から<br>平成54年7月27日まで               |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                      | (注) 3                                      |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                      | (注) 4                                      |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役 | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 4名 | 新株予約権の数 26個<br>目的となる株式数 26,000株<br>保有者数 4名 |

|                                            |     | 第3回新株予約権                                                                                        | 第4回新株予約権                                                                                        |
|--------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |     | 平成25年6月26日                                                                                      | 平成26年6月25日                                                                                      |
| 新株予約権の数                                    |     | 22個                                                                                             | 19個                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |     | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                              | 普通株式 19,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                              |
| 新株予約権の払込金額                                 |     | 新株予約権1個当たり<br>164,000円<br>(1株当たり 164円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり<br>214,000円<br>(1株当たり 214円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり<br>1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり<br>1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                                                                                  | (注) 1<br>(注) 2                                                                                  |
| 権利行使期間                                     |     | 平成25年7月27日から<br>平成55年7月26日まで                                                                    | 平成26年7月26日から<br>平成56年7月25日まで                                                                    |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                                                                           | (注) 3                                                                                           |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                                                                           | (注) 4                                                                                           |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役 | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 4名                                                      | 新株予約権の数 18個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 4名                                                      |

|                                            |     | 第5回新株予約権                                                                                        | 第6回新株予約権                                                                                       |
|--------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |     | 平成27年6月26日                                                                                      | 平成28年6月27日                                                                                     |
| 新株予約権の数                                    |     | 18個                                                                                             | 191個                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |     | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                              | 普通株式 19,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                               |
| 新株予約権の払込金額                                 |     | 新株予約権1個当たり<br>243,000円<br>(1株当たり 243円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり<br>24,600円<br>(1株当たり 246円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり<br>1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                                                                                  | (注) 1<br>(注) 2                                                                                 |
| 権利行使期間                                     |     | 平成27年7月25日から<br>平成57年7月24日まで                                                                    | 平成28年7月28日から<br>平成58年7月27日まで                                                                   |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                                                                           | (注) 3                                                                                          |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                                                                           | (注) 4                                                                                          |
| 役員の保有状況                                    | 取締役 | 新株予約権の数 16個<br>目的となる株式数 16,000株<br>保有者数 4名                                                      | 新株予約権の数 191個<br>目的となる株式数 19,100株<br>保有者数 4名                                                    |

|                    |  | 第7回新株予約権                                                                                       |
|--------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日              |  | 平成29年6月28日                                                                                     |
| 新株予約権の数            |  | 124個                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |  | 普通株式 12,400株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                               |
| 新株予約権の払込金額         |  | 新株予約権1個当たり<br>34,200円<br>(1株当たり 342円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |

|                                                    |     | 第7回新株予約権                                    |
|----------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額                         |     | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり 1円)            |
| 新株予約権の行使に際して株式<br>を発行する場合における資本金<br>および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                              |
| 権利行使期間                                             |     | 平成29年7月28日から<br>平成59年7月27日まで                |
| 行使の条件                                              |     | (注) 3                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                                   |     | (注) 4                                       |
| 役員<br>の<br>保有状況                                    | 取締役 | 新株予約権の数 124個<br>目的となる株式数 12,400株<br>保有者数 3名 |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注)1に記載の資本金等増加限度額から(注)1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

|                                            |        |                                                                                                |
|--------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                            |        | 第7回新株予約権                                                                                       |
| 発行決議日                                      |        | 平成29年6月28日                                                                                     |
| 新株予約権の数                                    |        | 19個                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |        | 普通株式 1,900株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                |
| 新株予約権の払込金額                                 |        | 新株予約権1個当たり<br>34,200円<br>(1株当たり 342円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |        | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |        | (注) 1<br>(注) 2                                                                                 |
| 権利行使期間                                     |        | 平成29年7月28日から<br>平成59年7月27日まで                                                                   |
| 行使の条件                                      |        | (注) 3                                                                                          |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |        | (注) 4                                                                                          |
| 使用人等への交付状況                                 | 子会社の役員 | 新株予約権の数 19個<br>目的となる株式数 1,900株<br>交付者数 2名                                                      |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注)1に記載の資本金等増加限度額から(注)1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                    |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石 塚 俊 之 | 株式会社東葛プランニング代表取締役社長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役会長<br>株式会社ティーエスシー 取締役                              |
| 代表取締役副社長 | 松 下 吉 孝 | 事業戦略本部長<br>新車事業部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役社長<br>株式会社東葛ボディーファクトリー代表取締役社長<br>株式会社ティーエスシー代表取締役会長  |
| 取 締 役    | 伊 藤 淳 一 | 中古車事業部長<br>株式会社ティーエスシー代表取締役社長<br>株式会社ホンダカーズ東葛取締役<br>株式会社東葛プランニング取締役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー取締役 |
| 常勤監査役    | 吉 井 徹   | 株式会社ホンダカーズ東葛監査役<br>株式会社ティーエスシー監査役<br>株式会社東葛プランニング監査役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー監査役                |
| 監 査 役    | 佐 藤 裕 一 | 公 認 会 計 士<br>公認会計士佐藤裕一事務所代表<br>株式会社シモジマ社外監査役<br>シンデン・ハイテックス株式会社社外監査役                       |
| 監 査 役    | 熊 澤 亮 輔 | 税 理 士<br>熊澤会計事務所 所 長<br>株式会社関東財務システム代表取締役                                                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役吉井徹氏は任期満了により退任いたしました。  
平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役川合高久氏、監査役羽多埜静夫氏は任期満了により退任いたしました。

平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会において、新たに吉井徹氏は監査役に選任され就任いたしました。

2. 監査役佐藤裕一氏及び監査役熊澤亮輔氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役佐藤裕一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役佐藤裕一氏及び監査役熊澤亮輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 監査役熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等  
 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役              | 4名         | 28,440千円              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(2)名 | 13,360千円<br>(1,800)千円 |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 9名<br>(2)名 | 41,800千円<br>(1,800)千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。また、別枠で平成23年6月27日開催の第45期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。
6. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。  
 スtock・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額4,240千円（取締役3名に対し4,240千円）
7. 上記のほか、子会社であります株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役1名に対して26,200千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。

8. 上記のほか、子会社であります株式会社ティーエスシーに兼務している取締役1名に対して20,100千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 監査役佐藤裕一氏は公認会計士佐藤裕一事務所代表及び株式会社シモジマ社外監査役並びにシンデン・ハイテックス株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役熊澤亮輔氏は熊澤会計事務所所長及び株式会社関東財務システム代表取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                           |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 佐藤 裕一 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち6回、監査役会3回のうち3回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 熊澤 亮輔 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち6回、監査役会3回のうち3回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。   |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

当社の経営体制は社内取締役3名、監査役3名（うち社外監査役2名）の計6名で構成されており、当社の規模等を踏まえすと、現行の体制が最も機動的かつ効率的な経営を行える体制と判断しておりましたので、社外取締役選任による取締役の員数増はこのような機動性かつ効率性の阻害要因となりかねないこと、また、当社の創業者である齋藤國春氏が31.6%の当社株式を有する大株主であり、創業者によるガバナンスが効いていることなどから、社外取締役を置くことは相当ではないと判断いたしました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人A & Aパートナーズ

#### ② 報酬等の額

|                                     | 監査法人A & Aパートナーズ |
|-------------------------------------|-----------------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 13,500千円        |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。
- ロ. 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めていきます。
- ハ. 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。
- ニ. 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ロ. 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。

ハ. 当社の管理部が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備します。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

イ. 職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。

ロ. 当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

ハ. 当社グループは、取締役会を、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。

ニ. 当社グループは、取締役、常勤監査役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

**⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。

ロ. 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。

ハ. 当社は定期的の子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。

ニ. 当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

**⑦ 監査役を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項**

イ. 監査役の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役の承認を得るものとします。

ロ. 監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社グループの取締役及び使用人は、「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

イ. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題

ロ. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

**⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

**⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

**⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査役と社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催します。

ロ. 監査役は、内部監査室との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとします。

ハ. 監査役が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

**⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

⑬ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とします。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役の職務執行については、毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置づけ、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うほか、必要に応じて関係部署の担当者等の出席を求め、報告あるいは意見聴取を行い、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えております。

監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査部門との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人および内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

~~~~~  
この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

- (注) 1. 記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,438,551	流動負債	2,247,169
現金及び預金	1,665,513	買掛金	526,116
受取手形及び売掛金	1,259,755	短期借入金	1,184,003
商品及び製品	382,250	一年内返済予定の長期借入金	50,004
繰延税金資産	28,629	未払法人税等	80,169
その他	102,402	賞与引当金	48,134
		その他	358,742
固定資産	3,037,162	固定負債	220,836
有形固定資産	2,828,480	長期借入金	29,145
建物及び構築物	491,305	長期未払金	53,508
機械装置及び運搬具	220,641	長期前受金	37,610
土地	2,109,461	長期前受収益	100,572
その他	7,072		
無形固定資産	941	負債合計	2,468,006
ソフトウェア	812	(純資産の部)	
その他	128	株主資本	3,980,287
投資その他の資産	207,740	資本金	211,085
長期貸付金	51,543	資本剰余金	200,496
差入保証金	117,315	利益剰余金	3,569,379
繰延税金資産	27,573	自己株式	△673
その他	11,307	新株予約権	27,420
		純資産合計	4,007,707
資産合計	6,475,714	負債純資産合計	6,475,714

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,767,966
売 上 原 価		6,029,707
売 上 総 利 益		1,738,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,284,468
営 業 利 益		453,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,210	
受 取 手 数 料	13,104	
そ の 他	4,148	18,463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,590	
そ の 他	342	7,932
経 常 利 益		464,321
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,178	1,178
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		463,142
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	160,400	
法 人 税 等 調 整 額	△1,825	158,574
当 期 純 利 益		304,568
親会社株主に帰属する当期純利益		304,568

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
平成29年4月1日 残高	211,085	200,496	3,313,193	△673	3,724,102	22,529	3,746,631
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△48,382		△48,382		△48,382
親会社株主に帰属する当期純利益			304,568		304,568		304,568
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						4,890	4,890
連結会計年度中の変動額合計	-	-	256,185	-	256,185	4,890	261,075
平成30年3月31日 残高	211,085	200,496	3,569,379	△673	3,980,287	27,420	4,007,707

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	株式会社ホンダカーズ東葛 株式会社ティーエスシー 株式会社東葛プランニング 株式会社東葛ボディーファクトリー

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- | | |
|----------------------|---|
| ・商品及び製品
(新車及び中古車) | 個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。) |
| ・商品及び製品
(部品・用品) | 最終仕入原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。) |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年～47年
機械装置及び運搬具	2年～15年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	1,084,003千円
建物及び構築物	213,563千円
土地	1,271,537千円
計	2,569,104千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,184,003千円
1年内返済予定の長期借入金	50,004千円
長期借入金	29,145千円
計	1,263,152千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	744,665千円
機械装置及び運搬具	234,437千円
その他	56,566千円
計	1,035,669千円

(3) 保証債務

割賦販売によって顧客に販売した自動車にかかる割賦債権については、株式会社オリエントコーポレーションに集金業務を委託するとともに、同社による支払保証を受けております。なお、当該割賦債権の代金回収予定額の約束手形を同社から受領しており、当該受取手形1,084,003千円が受取手形及び売掛金勘定に含まれております。また、このうち30,467千円については、株式会社オリエントコーポレーションが顧客に対して有する求償権に対し、当社が顧客のために支払いを再保証しています。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,840,000株	一株	一株	4,840,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年6月28日開催の第51期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年6月27日開催予定の第52期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成30年3月31日
- ・効力発生日 平成30年6月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第1回新株予約権（平成23年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 26,000株
- ・新株予約権の数 26個

第2回新株予約権（平成24年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 28,000株
- ・新株予約権の数 28個

第3回新株予約権（平成25年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 22,000株
- ・新株予約権の数 22個

第4回新株予約権（平成26年6月25日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 19,000株
- ・新株予約権の数 19個

第5回新株予約権（平成27年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 17,000株
- ・新株予約権の数 17個

第6回新株予約権（平成28年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 20,400株
- ・新株予約権の数 204個

第7回新株予約権（平成29年6月28日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 14,300株
- ・新株予約権の数 143個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は投資計画に基づき、必要な資金を調達しております。運転資金については銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社及び連結子会社の顧客のほとんどは個人顧客であります。当社及び連結子会社は経理規程の債権・債務要綱に従い、顧客毎に期日及び残高の管理をしており、回収懸念先につきましては必要な保全措置を講じております。

長期貸付金は不動産賃貸借契約に係る建設協力金であります。

差入保証金は不動産賃貸借契約に係る敷金・保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,665,513	1,665,513	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,259,755	1,262,472	2,717
(3) 長期貸付金	51,543	51,730	187
(4) 差入保証金	117,315	106,760	△10,555
資 産 計	3,094,127	3,086,476	△7,651
(1) 買 掛 金	526,116	526,116	—
(2) 短期借入金	1,184,003	1,184,003	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004	—
(4) 未払法人税等	80,169	80,169	—
(5) 長期借入金	29,145	28,961	△183
負 債 計	1,869,438	1,869,255	△183

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 長期貸付金、(4) 差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,665,513	—	—	—
受取手形及び売掛金	658,185	601,569	—	—
長期貸付金	—	40,610	10,621	311
合計	2,323,698	642,180	10,621	311

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,184,003	—	—	—	—	—
長期借入金	50,004	29,145	—	—	—	—
合計	1,234,007	29,145	—	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 822円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 62円94銭 |

6. 重要な後発事象

(連結子会社間の合併)

当社は、平成30年1月11日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社ホンダカーズ東葛と株式会社ティーエスシーを合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社ホンダカーズ東葛
事業の内容	自動車の販売及び整備

被結合企業の名称	株式会社ティーエスシー
事業の内容	自動車の販売及び整備

(2) 企業結合日

平成30年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ホンダカーズ東葛を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社ティーエスシーは解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社ホンダカーズ東葛

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社ホンダカーズ東葛と株式会社ティーエスシーは、当社グループの主力事業である自動車販売関連事業を行う会社として、平成19年4月に当社から会社分割により設立いたしました。その後の事業環境の変化に伴い、経営資源の集中や人材の共有化により業務の効率化を図ることで柔軟に対応できる組織を構築することを目的として、両社を合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行いました。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	593,574	流動負債	67,803
現金及び預金	443,247	未払金	12,900
未収入金	145,546	未払費用	2,208
繰延税金資産	1,936	未払法人税等	48,037
その他	2,844	預り金	1,064
		賞与引当金	3,593
固定資産	2,242,185	固定負債	5,180
有形固定資産	898	長期未払金	5,180
工具、器具及び備品	898	負債合計	72,983
無形固定資産	812	(純資産の部)	
ソフトウェア	812	株主資本	2,735,356
電話加入権	0	資本金	211,085
投資その他の資産	2,240,474	資本剰余金	200,496
関係会社株式	2,213,499	資本準備金	200,496
繰延税金資産	26,974	利益剰余金	2,324,447
資産合計	2,835,760	利益準備金	20,250
		その他利益剰余金	2,304,197
		別途積立金	1,580,000
		繰越利益剰余金	724,197
		自己株式	△673
		新株予約権	27,420
		純資産合計	2,762,776
		負債純資産合計	2,835,760

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		210,964
売 上 総 利 益		210,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		170,513
営 業 利 益		40,450
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	70,000	
そ の 他	191	70,191
営 業 外 費 用		
そ の 他	69	69
経 常 利 益		110,571
税 引 前 当 期 純 利 益		110,571
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,359	
法 人 税 等 調 整 額	3,736	19,096
当 期 純 利 益		91,475

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成29年4月1日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	681,105	2,281,355
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△48,382	△48,382
当期純利益						91,475	91,475
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	43,092	43,092
平成30年3月31日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	724,197	2,324,447

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
平成29年4月1日 残高	△673	2,692,263	22,529	2,714,792
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△48,382		△48,382
当期純利益		91,475		91,475
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			4,890	4,890
事業年度中の変動額合計	－	43,092	4,890	47,983
平成30年3月31日 残高	△673	2,735,356	27,420	2,762,776

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

工具、器具及び備品

15,487千円

(2) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛 79,149千円

次の関係会社について、本田技研工業株式会社からの仕入に対し、債務保証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛 500,752千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 145,546千円

短期金銭債務 2,333千円

(4) 取締役に対する長期金銭債務

長期未払金5,180千円は、平成23年6月27日開催の第45期定時株主総会において承認可決された取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給にかかる債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 210,964千円

営業取引以外の取引高 70,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 520千円

賞与引当金 1,094千円

関係会社株式評価損 26,297千円

その他 6,910千円

繰延税金資産小計 34,823千円

評価性引当額 △5,912千円

繰延税金資産合計 28,911千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社ホンダ カーズ東葛	所有 直接 100.0%	経 営 指 導 役 員 の 兼 任	経営指導料等 (注) 1	164,620	未 収 入 金	42,794
				連結納税に伴う 個別帰属額	68,056		68,056
				債務保証 (注) 2	79,149	—	—
				債務保証 (注) 3	500,752	—	—
子 会 社	株式会社ティー エスシー	所有 直接 100.0%	経 営 指 導 役 員 の 兼 任	経営指導料等 (注) 1	44,532	未 収 入 金	12,335
				連結納税に伴う 個別帰属額	19,354		19,354

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等は、関係会社管理規程及び内容等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 保証債務は、金融機関からの借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
3. 保証債務は、本田技研工業株式会社からの仕入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 565円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円90銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東葛ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社東葛ホールディングス監査役会

常勤監査役 吉 井 徹 ⑩

社外監査役 佐 藤 裕 一 ⑩

社外監査役 熊 澤 亮 輔 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は48,382,990円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ 齋藤 國春 (昭和16年2月21日)	昭和44年1月 株式会社不二ホンダ(現株式会社東葛ホールディングス) 設立 代表取締役社長就任 平成15年6月 当社代表取締役会長就任 平成19年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 平成19年4月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 平成20年4月 株式会社東葛プランニング 代表取締役会長就任	1,533,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置いておりません。

当社の経営体制は社内取締役3名、監査役3名(うち社外監査役2名)の計6名で構成されており、当社の規模等を踏まえすと、現行の体制が最も機動的かつ効率的な経営を行える体制と判断しておりましたので、社外取締役選任による取締役の員数増はこのような機動性かつ効率性の阻害要因となりかねないことから社外取締役を置くことは相当ではないと判断いたしました。

社外取締役を置くことにつきましては、今後とも当社に最適なコーポレートガバナンスを目指し、周囲の環境や市場動向の状況等も勘案しつつ引き続き検討を重ねて参りたいと存じます。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 佐藤裕一及び熊澤亮輔の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ ささもと けんいち 笹本 憲一 (昭和26年5月25日)	昭和52年9月 日本大学講師 昭和55年6月 旧監査法人中央会計事務所入所 平成10年9月 同(旧中央監査法人)代表社員 就任 平成19年7月 監査法人A&Aパートナーズ 代表社員就任 平成22年6月 当社社外監査役就任 平成26年9月 日本社宅サービス株式会社 社外監査役就任(現任) 平成28年10月 公認会計士笹本憲一事務所代表 (現任) 平成30年5月 株式会社札幌かに本家 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士笹本憲一事務所 代表 日本社宅サービス株式会社 社外監査役 株式会社札幌かに本家 社外取締役	一株
2	くまざわ りょうすけ 熊澤 亮輔 (昭和48年3月18日)	平成10年10月 川合税務会計事務所入所 平成16年9月 熊澤会計事務所所長(現任) 平成18年10月 株式会社関東財務システム設立 代表取締役就任(現任) 平成19年4月 医療法人社団菜の花会 監事就任(現任) 平成21年5月 社会福祉法人緑地福祉会 理事就任(現任) 平成21年5月 学校法人湘央学園 理事就任(現任) 平成22年6月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 熊澤会計事務所 所長 株式会社関東財務システム 代表取締役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 笹本憲一氏並びに熊澤亮輔氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由等

① 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげており、その豊富な経験と知識を独立した立場から当社の監査にあたっていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

笹本憲一氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその責務を適切に遂行できるものと判断しております。

笹本憲一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は笹本憲一氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

笹本憲一氏は過去に当社の非業務執行者（監査役）であったことがあり、その地位及び担当は「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

② 熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、会計事務所の所長、各団体の監事、理事に就任される等、広範な視野をお持ちであり、その豊富な経験と知識を独立した立場から当社の監査にあたっていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

熊澤亮輔氏は上記理由のほか、企業の代表取締役としての経験も有しており、社外監査役としてその責務を適切に遂行できるものと判断しております。

熊澤亮輔氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と熊澤亮輔氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。熊澤亮輔氏の再任が承認された場合には、当該契約は継続されます。

また、笹本憲一氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メ モ

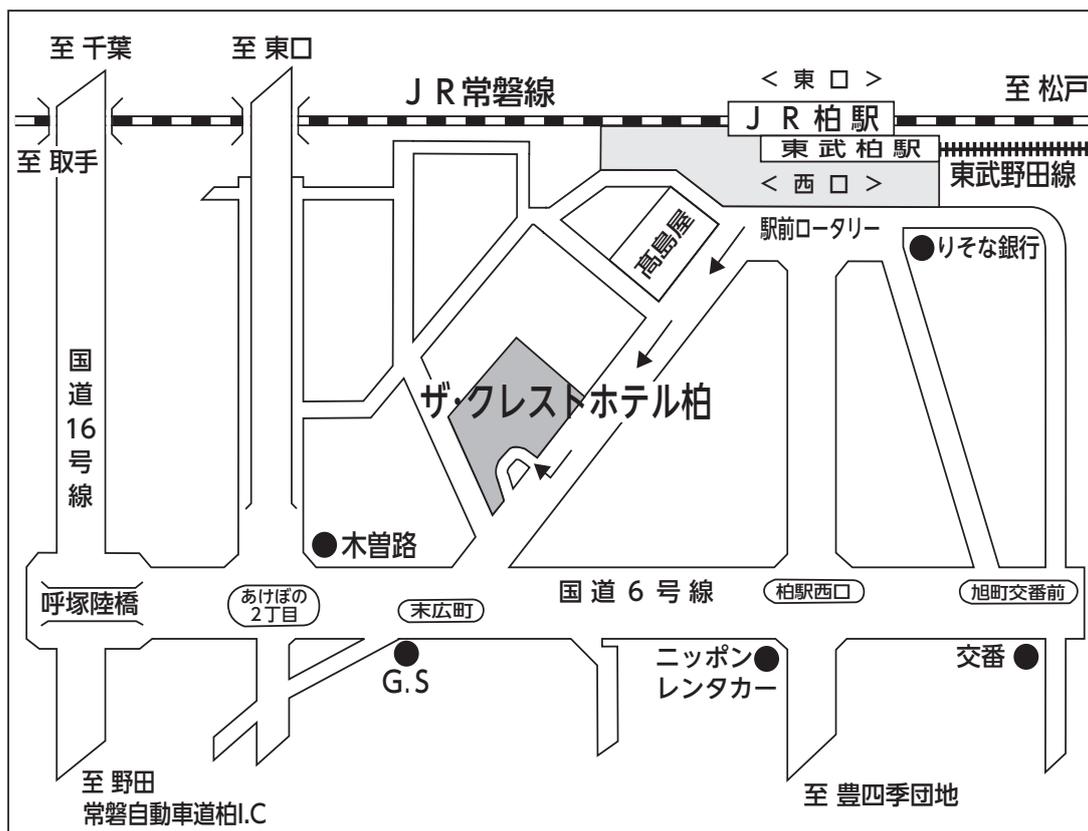
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場／千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
電話 04-7146-1111



交通 JR常磐線・東武野田線

柏駅西口 徒歩2分

※ 駐車場の準備はしていませんので、ご了承
のほどお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。